

# 鳥取県果樹等経営安定資金利子助成事業費補助金交付要綱

(最終改正：平成31年3月25日)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県果樹等経営安定資金利子助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させることを目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、果樹等経営安定資金利子助成事業実施要領(平成14年4月5日付生振第15号鳥取県農林水産部長通知。)に基づいて行われる果樹等経営安定資金利子助成事業(以下「補助事業」という。)を行う鳥取県農業協同組合中央会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、融資に係る利子相当額に3分の1を乗じて得た額以下とする。

## (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

## (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

## (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額又は2割以上の減額

(2) 事業適用要因の変更

(3) 対象品目(品種)の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

## (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

## (雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月5日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月5日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この改正は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

### 附 則

原油価格高騰時の適用については、平成19年度、平成20年度及び平成21年度に限り実施する。

この改正は、平成20年1月4日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年9月2日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

年度果樹等経営安定資金利子助成事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業実施の方法

ア 利子補給の方法

イ 融資基準

(2) 事業計画

事業適用要因	品目	交付先 利子補給金の	氏名	対象面積	当初融資金額	貸付時期	償還期限	利子補給率	利子補給年数	残高 利子補給対象	利子補給期間	利子補給日数	利子補給額
				a	円	年月日	年月日	%	年目	円	年月日～年月日	日	円
合 計													

(注) 個人ごとに記入すること。

## 3 経費の配分

(単位 円)

事業適用要因 品目 (品種)	補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)	県補助金	備考
合計			

## 4 収支予算(収支決算)

収入の部

(単位 円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
自己負担				
県補助金				
その他の補助金等				
合計				

支出の部

(単位 円)

事業適用要因 品目 (品種)	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
合計				

## 5 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

年月日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県果樹等経営安定資金利子助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県果樹等経営安定資金利子助成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「果樹等経営安定資金利子助成事業」とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県果樹等経営安定資金利子助成事業費補助金交付要綱（平成14年4月5日付生振第15号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。